国別障害関連情報
パラオ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
パラオ共和国
目次

1. 基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2. 障害関連政策 5
2－1. 障害関連行政制度 5
2－2. 障害関連法令・政策文書 7
2－3. 障害関連施策 9
3. 国際条約及び国際協力等の実績 20
3－1. CRPD 批准による対応状況 20
3－2. マラケシュ条約実施状況 20
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 20
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 20
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 21
4. 障害関連団体の活動概況 23
4－1. 障害当事者団体の活動概要 23
4－2. 障害者支援団体の活動概要 23
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 24
5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 24
5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 24
5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 25
5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 25
5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 26
5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 26
6. 参考資料 27

図表目次

図 1 障害種別の割合（2020）.....3
図 2 障害者の年齢別割合（2020）.....4
図 3 居住地域別の障害者割合（2020）.....4

表 1 パラオにおける障害関連担当機関.....5
表 2 特別教育プログラム利用者の障害種.....12

略語表

CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
CTE	Career and Technical Education	キャリア技術教育
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDEA	Individuals with Disabilities Education Act	個別障害者教育法
IEP	Individualized Education Plan	個別教育計画
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NCPD	National Commission for People with Disabilities	国家障害者委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
PPE	Palau Parents Empowered	パラオ・ペアレンツ・エンパワード
RPPL	Republic of Palau Public Law	パラオ共和国公法
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術・職業教育訓練
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNSCDF	United Nations Sustainable Development Cooperation Framework	国連持続可能な開発協力枠組
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	15,610 米ドル	2023 年

セクター別支出

保健医療（対 GDP 比）	14.28 ％	2022 年
教育（対 GDP 比）	3.5 ％	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	0.2 ％	2019 年

人口

総人口	17,695 人	2024 年
男性人口比率	53.9 ％	
女性人口比率	46.1 ％	
都市人口比率	79.2 ％	
農村人口比率	20.8 ％	
平均余命（全体）	69.2 歳	2023 年
男性	67.1 歳	
女性	71.7 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	N/A	
乳児死亡率（1000 人当たり）	19.1 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	12 年	
成人識字率（全体）	100.0 ％	2020 年
男性	100.0 ％	
女性	100.0 ％	

[1] 世界銀行データベース（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-3-18)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）（2024） World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5）に基づく。
[4] パラオの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（2 年間）、高校（4 年間）。義務教育は、6 歳から 17 歳までの 12 年である。パラオ教育省のウェブサイト（https://www.palaumoe.net/?p=Schools(参照 2026-1-19)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	100.7 %	2023 年
男子	102.2 %	
女子	98.9 %	
中等教育（総就学率）		
全体	97.2 %	2023 年
男子	96.9 %	
女子	97.6 %	
高等教育（総就学率）		
全体	41.1 %	2023 年
男子	33.2 %	
女子	49.6 %	

雇用

失業率（全体）[5]	2.1 %	2023 年
男性	2.2 %	
女性	2.0 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

パラオ共和国（以下、「パラオ」と記す。）の国家法典（Palau National Code）[6]では、障害を「…個人の主要な生活活動の 1 つ以上を著しく制限する身体的または精神的な障害」と定義している。パラオ政府が 2018 年に障害者権利委員会へ提出した政府報告書（以下、「政府報告」と記す。）によると、現行の法律や政策において「障害」の定義に一貫性はない[7]。「ハンディキャップ」という表現が残る法律もあることから、後述する「国家障害者包摂政策」と整合するよう、国内法を改正する必要性が政府報告で指摘されている。パラオ政府は 2013 年に障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）を批准し、同日、任意議定書に加入した。これ以降、条約に則した国内法の整備を促進している。

1－2－2. 障害に関する統計

パラオの計画統計局（Office of Planning and Statistics）は、1995年より原則5年ごとに国勢

5 https://ilostat.ilo.org/data/country-profiles/plw/（参照 2026-4-20）

6 パラオ共和国の公法を体系化した公式法典。公法は個別に制定され、改正または廃止することもある（参照 2026-4-20）

7 社会保障法（1987）では[7]障害を、「医学的に認定された身体的または精神的な障害により、死亡につながるものと予想される、あるいは 12 カ月以上の連続した期間にわたり継続している、または継続すると予想される状態にあるため実質的な有償の就労に従事することができない状態。」と定義している。

調査を実施している[8]。障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットを使用した2020年の国勢調査によると、6機能のいずれかについて何らかの困難を回答した者の総人数は3,418人であり、総人口の19%である。

障害者数(全年齢)	3,418 人	全人口の 19.4 %[9]	2020 年
男性	N/A		
女性	N/A		

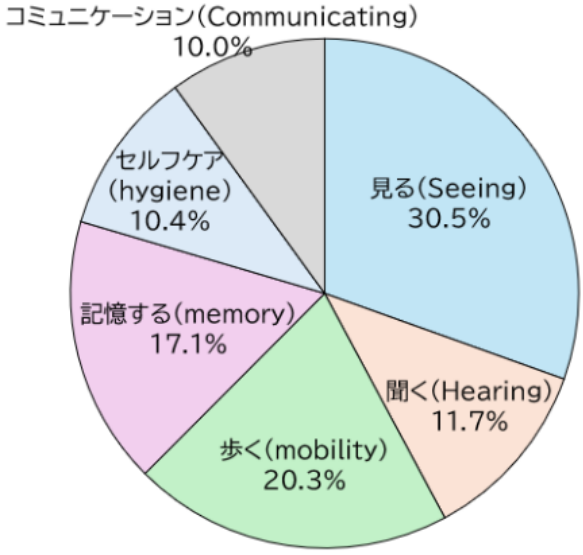


図 1 障害種別の割合(2020)

最も割合が高いのは「見る」であり、全体の 30.5%を占めている。次いで「歩く」が 20.3%、「記憶する」が 17.1%と比較的高い割合を占めている。「聞く」は 11.7%、「セルフケア」は 10.4%、「コミュニケーション」が 10.0%と他の障害種別と比べてやや低い割合となっている。

出所:2020 年国勢調査を基に調査チームが作成

[8] https://www.palaugov.pw/executive-branch/ministries/finance/budgetandplanning/census-of-population-and-housing/(参照 2026-4-20)。

[9] 総人口 17,614 人(2020)。2020 年国勢調査の結果を基に算出。
https://www.palaugov.pw/wp-content/uploads/2022/07/2020_Census-of-Population-Housing-and-Agriculture-Basic-Tables.pdf(参照 2026-4-20)

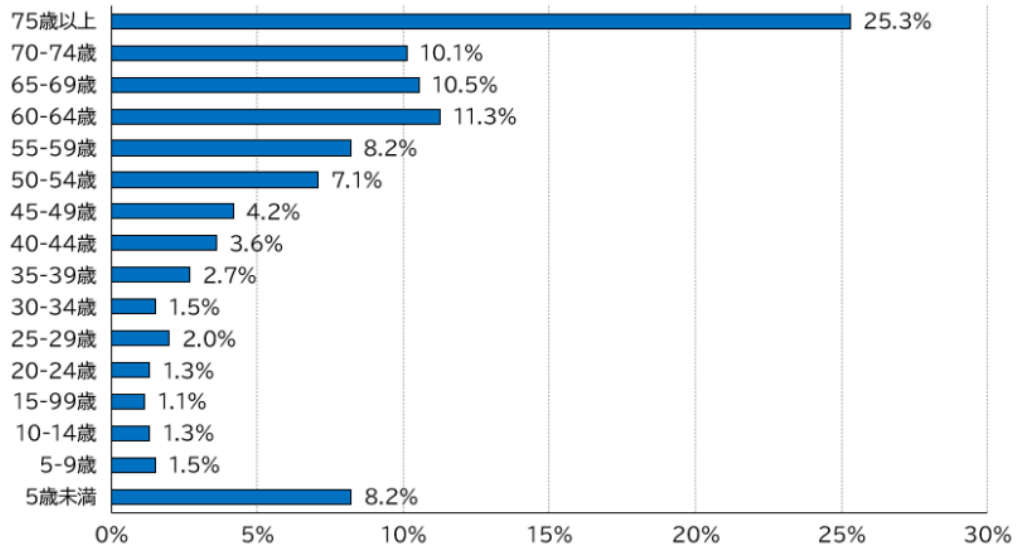


図 2 障害者の年齢別割合（2020）

最も割合が高いのは「75 歳以上」であり、全体の 25.3%を占めている。次いで、「60–64 歳」が 11.3%、「65–69 歳」が 10.5%、「70–74 歳」が 10.1%となっており、高齢層の割合が大きい。一方で、若年層の割合は比較的低く、「10–14 歳」および「20–24 歳」はそれぞれ 1.3%、「15–19 歳」は 1.1%にとどまっている。また、「25–29 歳」は 2.0%、「30–34 歳」は 1.5%であり、20～30 代の割合も小さい。さらに、「45–49 歳」以降は年齢が上がるにつれて割合が増加する傾向がみられ、特に 60 歳以上で顕著に高くなっている。一方で、「5 歳未満」は 8.2%と比較的高い割合を示している。

出所：2020 年国勢調査を基に調査チームが作成

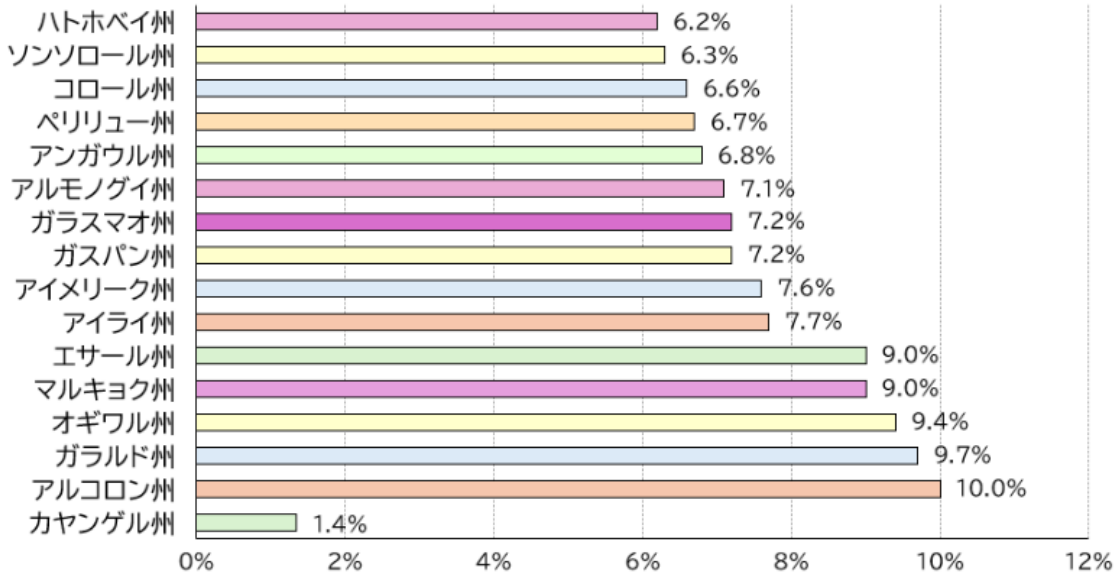


図 3 居住地域別の障害者割合（2020）

最も割合が高いのは「アルコロン州」であり、全体の 10.0%を占めている。次いで、「ガラルボ州」が 9.7%、「オギワル州」が 9.4%、「マルキヨク州」および「エサール州」がそれぞれ 9.0%となっている。最も割合が低いのは「カヤンゲル州」であり、1.4%にとどまっている。また、「ハトホベイ州」6.2%、「ソンソロール州」6.3%、「コロール州」6.6%等、多くの州は 6～8%台に分布している。

出所：2020 年国勢調査を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 パラオにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	保健・社会福祉省 （Ministry of Health and Human Services） https://www.palaugov.pw/executive-branch/ministries/health/ https://www.facebook.com/MHHSPalau	医療サービスを中心に、障害者向けサービスを担当する政府機関。障害者の地域社会におけるインクルージョンとアクセシビリティの向上に取り組む。2024 年の障害者法の成立により、公衆衛生局（Bureau of Public Health）社会福祉課（Division of Human Services）内に障害者ユニットを設立し、体制強化を図っている。社会福祉課は、CRPD 実施のための政府の担当窓口である[10]。 社会福祉課において、障害者への経済的支援の監督・提供を担う。大臣は、障害者法により設置された障害者調整委員会の議長を務める。
2	人材・文化・観光・開発省 （Ministry of Human Resources, Culture, Tourism and Development） https://ministryofhrctd.pw/	障害者法の制定に基づき、保健・社会福祉省と連携し、障害者の権利に基づく包括的な政策の実施を担う。人材局（Bureau of Human Resources）は、キャリア開発、公務員の採用等を担当し、障害者雇用のインクルージョンを促進している。
3	教育省 （Ministry of Education） https://www.palaumoe.net/	特別教育プログラムの提供を通じて、インクルーシブ教育の推進を担う。特別教育プログラムは、米国の教育省の補助金を受け、2004 年の「個別障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act。以下、「米 IDEA 法」と記す。）」に基づき、公立学校の障害児に対し、個別教育計画（Individualized Education Plan。以下、「IEP」という。）作成を含む専門的なサービスを提供している。
4	国務省 （Ministry of State） https://www.palaugov.pw/executive-	内務、国防、外交、貿易、領事、放送を管轄する国家行政の中枢機関。ジェンダー課を有し、ジェンダー主流化政策や障害との交差性の対応を

[10] 政府報告（2018）提出時点では、CRPD 実施のための政府の窓口は、コミュニティ・文化省（Ministry of Community and Cultural Affairs: MCCA）（当時）であった。

	branch/ministries/state/	管轄。 パラオに独立した監視メカニズムや国家人権機関は存在せず、国務省が政府の人権に関する窓口を担当。 政府系メディアを管轄・運営。
5	公共インフラ・産業省 （Ministry of Public Infrastructure and Industries） https://www.palaugov.pw/executive-branch/ministries/public-infrastructure/	インクルーシブで気候変動に強い開発に重点を置き、バリアフリーな公共インフラの建設、公園のアクセシビリティ監査、障害者に配慮した交通手段の拡充等を担う。

国内調整委員会設置状況[11]

2024 年 9 月の障害者法（Persons with Disabilities Act）の制定により、国レベルの調整委員会である障害者調整委員会（Coordinating Committee of Persons with Disabilities）が設立されることになった。パラオ政府による障害者権利委員会への質問回答（2024 年 11 月）（以下、「質問回答」と記す。）[12]によると、障害者調整委員会はまだ設立されていない。障害者権利委員会による総括所見（2025 年 3 月）（以下、「総括所見」と記す。）[13]では、障害者調整委員会が機能していないことに懸念が表明され、委員会が担うべき調整機能の適時かつ確実な運用について勧告された。

機関名	概要
障害者調整委員会（Coordinating Committee of Persons with Disabilities）[14]	障害者法（2024）により設置が規定された国レベルの障害者調整委員会。保健・社会福祉大臣が議長を務める。構成員は、(1)保健・社会福祉大臣（またはその指名する者）、(2)法務大臣、(3)教育大臣、(4)財務大臣、(5)社会保障庁長官、(6)障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）または支援団体代表、(7)障害者保護者会代表、(8)信仰に基づく団体代表、(9)知事協会代表、(10)その他追加で任命・承認された委員である。職務は以下のとおりである。 障害者に関連するプログラム及びサービスの調整。これには、政府が提供するすべてのプログラム及びサービス、並びに参加を希望する非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）が提供するプログラム及びサービスが含まれる。

[11] 障害者法（2024, RPPL No. 11-36））、質問回答（2024）、総括所見（2025）に基づいて記載。
[12] Reply to List of Issue, CRPD/C/PLW/RQ/1
[13] Concluding observations, CRPD/C/PLW/CO/1
[14] 2011年の大統領令題（Executive Order）298号により設立された国家障害者調整評議会（National Disability Coordinating Council: NDCC）は廃止され、障害者法に基づいた委員会が設立された。

	1）障害のある人に関するプログラム及びサービスの進捗状況の報告 2）障害者に関する国政策の策定、公表、及び更新 3）障害者に関する規則を保健・社会福祉大臣に勧告 4）障害者に関する立法を国民議会（Olbiil Era Kelulau）に勧告

2－2. 障害関連法令・政策文書

パラオ共和国憲法（1981 年制定）第 IV 条第 5 項は、「すべての国民は法の下で平等であり、平等な保護を受ける権利を有する」としている[15]。パラオ政府は、CRPD の批准以降、国際基準に沿った障害者関連法の制定や法改正に注力してきた。その代表的なものは障害者法（2024,パラオ共和国公法（Republic of Palau Public Law。以下、「RPPL」という。）No. 11-36）の制定である[16]。

法律名	障害者法（Persons with Disabilities Act, 2024, RPPL No. 11-36）[17]
施行年	2024 年
概要	包括的な障害者支援の強化を目的とする新法。障害者調整委員会（Coordinating Committee on Persons with Disabilities）の設置、国家障害者政策の策定、障害者ユニット（Office on Persons with Disabilities）の設置を定めた。障害者調整委員会は、保健・社会福祉大臣を委員長とし、関連省庁、OPD 等を委員とし、国家障害者政策の策定を行う。国家政策は有効性を評価し、必要な改正を行うために2年ごとに定期的な見直しを行うことを義務付けている。障害者ユニットは、保健・社会福祉省に設置され、国家政策を実施するプログラム及び活動の策定、住民対応窓口、障害者調整委員会へのデータ及び政策提言の提供を義務付けた。同法制定後 2 年間の措置として、障害者調整委員会及び障害者ユニット始動のための予算配分が明示されている。

法律名	障害者差別禁止法（Disabled Person's Anti-Discrimination Act, 30 PNC[18]509）[19]
施行年	2019 年
概要	障害を「1 つ以上の主要な生活活動を著しく制限する身体的または精神的な障害」と定義している。雇用における差別の禁止、公共の建物における障害者用駐車場の設置やその他の配慮を義務付けている。

[15] https://www.palaulaw.gov.pw/constitution（参照 2026-4-20）
[16] 総括所見（2025）に基づく。
[17] https://static1.squarespace.com/static/662b1e3ae7d0d96d657e5654/t/67d0b861e8e2d853310edc9c/1741731939404/RPPL+11-36.pdf（参照 2026-4-20）
[18] Palau National Code
[19] https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Palau_Disabled-Persons-Anti-discrimination-Act.pdf（参照 2026-4-20）

法律名	家族保護法（Family Protection Act, 2012, RPPL No. 8–51）[20]
施行年	2012 年
概要	すべての国民に対して家庭内暴力行為の阻止のための保護措置と実効的な救済措置の提供を保障している。障害のある女性や女児を対象とした専用の規定は設けられていない。同法の作業部会のメンバーには、主要な OPD が含まれている。

法律名	障害児のためのプログラム及びサービス法（Programme and Services for Handicapped Children Act, RPPL 3–9,1989）及び特別教育政策（Special Education Policies）[21]
施行年	1989 年、1996 年改正
概要	米 IDEA 法に準拠し、障害児を含む、出生から 21 歳までのすべての子どもに無償で適切な公教育サービスを提供することを国家の義務と定めている。多様な障害を対象とし、通常学級への編入を支援している。1996 年の改正で、身体的または精神的障害（mental impairment）のある子どもを含むすべての子どもに対し、適切な配慮と IEP の作成を国家政府に義務付けている。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	労働力革新・機会法（Workforce Innovation and Opportunity Act）[22]
施行年	2014 年
概要	障害のある女性に対し、労働市場へのアクセスを可能にするための能力開発訓練プログラムを実施。プログラムを通じて、パラオの市民社会組織「パラオ成長のための起業家協会（Palau Entrepreneurs for Growth）」は、障害者を含む地域住民に対し、起業するための訓練支援を提供。 2024 年 8 月時点、重度障害者支援基金の受益者 374 人のうち、149 人が女性及び女児であった。

[20] https://v5.airtableusercontent.com/v3/u/53/53/1778004000000/lti6geNxifC2k2csVONGAg/4wyzrLD-t9QUnwRpUV0k6rHpMbjxwyyqNm4VFL1x16Mz7zh9yoeeKEsR1MrEoWtuUIDn29UCSuz-C5_lV73lhzBVufnnjJ__19eLrPxUnjmheCE1nW3mIQA27ccdlby3gXMdpypUc64xSEIeCtBLKIf1Jg37AVqFPnHSOT7OYDE/y26dK_QpUUuzT56M26FhMRHXP071wCNiW0RAz9dARUs（参照 2026-4-20）

[21] https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/default/files/ressources/palau.special-education-policy-2009.pdf（参照 2026-4-20）

[22] https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-11135/pdf/COMPS-11135.pdf, https://www.govinfo.gov/app/details/PLAW-113publ128（参照 2026-4-20）

障害者政策

パラオでは、障害分野に特化した包括的な国家戦略の草案が策定されている。障害者権利委員会への質問回答（2024）によると、2024 年の障害法の制定に則して、草案の改定が行われている。

２－３. 障害関連施策[23]

①　保健医療

法整備状況

政府報告（2018）によると、パラオ憲法第 6 条は、「国家政府は、無料または助成による医療の提供を通じて、国民の健康と社会福祉を促進するために積極的な措置を講じなければならない」と定めている。国家医療財政法（National Healthcare Financing Act, RPPL 8-14, 2010）において、国民健康保険（National Health Insurance）を規定している。また、知的及び精神障害のある人々（persons with intellectual and psychosocial disabilities）を対象とした精神保健リファラルプログラム（mental health referral programs）のための精神保健課（Behavioural Health Division）が設置されている。

健康状態

パラオでは、平均寿命は 1990 年より男性 68 歳、女性 63 歳と比較的高い水準にあり、緩やかに上昇している。2050 年の平均寿命は、男性 72 歳、女性 71 歳という予測がある[24]。2013 年と 2023 年の死因を比べると、上位 3 位までに変化はなく、1 位は虚血性心疾患、2 位は脳卒中、3 位は糖尿病である。2023 年の死因の 4 位は肺がん、5 位は慢性閉塞性肺疾患（chronic obstructive pulmonary disease: COPD）であり、非感染症による疾病が健康を損ねる要因として定着している[25]。乳幼児の死亡率や栄養失調は減少傾向にあり、新生児疾患による死亡及び障害の原因は 2013 年と 2023 年の比較において 20%以上の減少という改善がみられる[26]。

医療サービスの提供状況

パラオでは、慢性的な医師不足が深刻であり、入院施設を有する総合病院は国立病院 1 施設である[27]。政府は 1 次医療に注力しており、専門医を必要とする場合は、地域内・国外での診療が必要となる。政府報告によると、障害児については、保健省（現保健・社会福祉省）内に「障害者カード制度」があり、小児科医による外来診療の評価と公衆衛生局長による承認に基づき、無料の診察・治療、及び薬剤が提供される。しかしながら、障害者向けの

[23] 政府報告（2018）、質問回答（2024）、総括所見（2025）を基に記載。
[24] https://www.healthdata.org/research-analysis/health-by-location/profiles/republic-palau（参照 2026-4-28）
[25] 同上
[26] 同上
[27] 旧首都コロールにあるベラウ国立病院。コロールは首都のマルキョク移転（2006）後も最大の経済都市であり、人口の 7 割が居住する。

包括的な医療提供制度は整っておらず、皆保険を標榜する国民健康保険との連携もない状況である。

支援機器、リハビリテーション

政府報告（2018）によると、パラオには身体障害、感覚障害、知的障害、及び精神障害（Physical, Sensory, Intellectual, and Psychosocial Disability）等障害ごとに対応するリハビリテーション施設は存在しない。今後数年間において、地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation）を重点分野として注力する計画である。保健・社会福祉省が、病院の理学療法部門において、「後天的な身体障害」に対応している。 精神障害については、精神保健課による精神的リハビリテーション・プログラムが進行している[28]。ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスや政府が提供するプログラムへの参加は、主要関係者との対話に基づき任意で受けることができる。質問回答（2024）によると、保健・社会福祉省にリハビリテーションサービス部が設置され、歩行器、松葉杖、杖、車いす等の標準的な移動用補助具が入手可能である。職員は訓練を受けており、車いすのアセスメントからフィッティングまでを行うことができる。しかし、調達に必要な包括的な支援を提供できる地元の車いすサービス提供者や販売業者は存在しない。特殊な車いすは海外から調達されるか、寄贈されている状況である。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下を勧告している。

- 地域社会において包括的かつ分野横断的な機能回復・リハビリテーションサービス、プログラム及び技術を利用できるよう確保すること
- 個々のニーズに基づき、あらゆるリハビリテーション機器、支援機器、移動補助具及びサービス（修理を含む）を利用可能とすること

健康保険

2010 年の医療財政法により国民健康保険が創設されている。国民健康保険は、雇用主と被用者による分担拠出と政府予算によって運営され、パラオ社会保障庁[29]が管理している[30]。社会保障庁は、企業に対して分担金の拠出について監査を行い、分担金の適正な拠出を確保している。障害者と 60 歳以上の高齢者は、分担金の支払いが免除されている。保険の対象は、パラオで唯一の総合病院であるベラウ国立病院での入院治療、島外での医療治療、承認された島外紹介に基づく医療搬送、パラオ国内及び承認された島外の医療機関における年次健康診断等の予防医療サービスである。パラオ国民の 90%以上が健康保険に加入している[31]。

[28] 失業した労働者等を対象に、地域のニーズに応じた職業技能訓練や実施訓練を行い、雇用につなげるプログラム。ライフスキルやソーシャルスキルの研修、ピア・サポート等が含まれる。

[29] Social Security Administration (https://ropssa.pw/index.html)（参照 2026-4-28）。

[30] 医療費の高騰に対処し、効率的な健康保険の運営を図るために、健康保険制度の原資である医療基金の運営・管理を社会保障庁から分離する法案が審議されている（https://islandtimes.org/bill-seeks-to-separate-health-care-fund-from-social-security/）（参照 2026-4-28）。

[31] https://www.pihoa.org/palau/（参照 2026-4-28）。

② 教育

法整備状況

政府報告によると、パラオ憲法第4条は、国民に無償の義務教育を提供すると定めている。1 年生から 12 年生までは、政府による無償の公教育が提供されると同時に、6 歳から 17 歳の児童・生徒には就学義務が課されている。障害のある児童・生徒は、米 IDEA 法[32]に準拠し、またパラオの障害児のためのプログラム及びサービス法（RPPL3-9,1989、1996 年改正）により、無償かつ適切な公教育を受ける権利が保障されている。教育プログラムは、3 歳～21 歳までの障害児・青少年を対象とし、米国からの補助金によって運営されている。すべての障害児・青少年には、IEP の作成が義務付けされ、適切な配慮のもと公教育を保障することが国家の義務とされている。

就学状況

パラオでは、12 年生卒業までの義務教育が無償で提供されており、一度も就学したことがない人の割合は低い。2015 年国勢調査の結果[33]によると、5 歳以上の全人口の内、一度も就学したことがない人の割合は 3%であり、初等・中等教育の総就学率は、男女ともほぼ 100%である。他方、障害者の就学状況は障害のない人と比較すると低い。就学前教育、中等、高等教育における障害者の就学率は、障害のない者の就学率より低い[34]。高等教育においては、障害のない者の就学率は 41.7%であるの対し、障害者の就学率は 30.7%である。一度も就学したことがない障害のない人の割合は、2.7%であるのに対し、障害者の割合は 12.1%と高い。識字力においても、障害のない人の識字率はほぼ 100%であるの対し、障害者の識字率は読み能力が 51%、書き能力が 48%と格差が大きい。パラオの離島では、障害者の識字率が 25%とさらに低い状況である。また、高等教育の修了率では、障害のない者の修了率は 42.5%であるのに対し、障害者の修了率は 8.2%に留まる。障害者が高等教育において就学を継続して修了することにも課題がある。

インクルーシブ教育

パラオにおいて、インクルーシブ教育は、法律や政策で明示的に規定されてはいない。政府報告によると、「（中略）すべての学校はインクルーシブ教育を実践しなければならず、障害のある生徒を、障害のない同級生と同じ一般教育の教室に配置することを意味する。（中略）IEP チーム（保護者、特別支援教育及び通常教育の教員、校長、その他の関連サービス提供者で構成）が、個々の生徒のニーズに対応する。」とされている。現状としては、教育省が特別教育プログラムの提供を通じて、インクルーシブ教育を推進している状況にある。政府報告によると、前述の米 IDEA 法及びパラオの障害児のためのプログラム及びサ

[32] https://sites.ed.gov/idea/

[33] https://www.palaugov.pw/wp-content/uploads/2022/07/2020_Census-of-Population-Housing-and-Agriculture-Basic-Tables.pdf（参照 2026-4-26）

[34] 初等教育のみ、障害者の就学率が障害のない者の就学率を上回る結果であった。この結果から、国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。）は、障害児の就学において、中等教育から高等教育への移行段階、及び高等教育以降に課題があると分析している。

ービス法に基づき、教育におけるインクルージョンを確保するために、すべての学校において必要とする教材が利用可能であり、個別化された合理的な配慮を伴う支援を提供することを義務付けている。しかしながら、総括所見では、特に農村地域や離島に住む障害児の教育サービスへのアクセスが限られていることに懸念が表明され、発達段階に応じた能力を尊重したプログラムを策定し、障害児が他の子どもと同等の条件でインクルーシブ教育を利用できることを確保するよう勧告している。

特別教育

特別教育は米国の支援による特別教育プログラムを通じて、教育省のカリキュラム・指導局（Bureau of Curriculum and Instruction）によって提供されている[35]。プログラムの対象校には、プログラムに所属する教員が配置されている。政府報告によると、特別な支援を必要とする児童は、長期的な身体的、発達的、行動的、または情緒的な状態により、他の大多数の児童が必要とする以上の教育及び関連サービスに特別な支援を必要とする 0 歳～21 歳までの者と定められている。 保健省には約 300 人の児童が登録されている。2016-17 年度に特別教育プログラムに参加したのは 87 人である。このうち男性は 52 人（4 歳～21 歳）、女性は 35 人（5 歳～21 歳）である。障害種別の内訳は下表のとおりである。

表 2　特別教育プログラム利用者の障害種

障害種別	男性（人）	女性（人）	合計（人）
自閉スペクトラム症	4	1	5
聴覚障害	1	1	2
知的障害	2	2	4
重複障害	4	3	7
整形外科的障害	1	1	2
その他の健康上の障害	2	2	4
特定の学習障害	32	20	52
言語・発話障害	5	3	8
視覚障害	1	2	3
合計	52	35	87

出所：政府報告に基づいて調査チームが作成

プログラム対象の児童・生徒、保護者、スタッフには継続的な研修や専門的な能力開発が義務付けられている。

総括所見（2025）は、以下を懸念事項として挙げている。

- 障害のある児童・生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること
- 教師の研修が不十分であり、インクルーシブ教育の権利としての点字・手話・アクセシブルな手段・方法が欠如していること
- アクセシブルな教材や適応型学習環境が不足していること

[35] https://www.palauschools.org/?p=se（参照 2026-4-26）

- 学校への物理的なアクセシビリティが欠如していること
- 高等教育へ進むうえで障壁があること

③ ジェンダー（障害女性等）

政府の取組

パラオは女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」という。）の署名国であり、国家ジェンダー主流化政策の策定に取り組んでいる。政府報告によると、同政策には、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに関する政府の国際的・地域的公約を実施するための国家計画を整合させ、障害のある女性や児も対象に含めるとされている。質問回答によると、同政策は、新政権のもと、国務省（Ministry of State[36]）にて見直され、更新が行われている。現行の「家族保護法」（2012）は、家庭内暴力行為を阻止するための保護と実効的な救済措置を目的としている。家庭内暴力の被害者を支援する警察官の能力を拡大・強化し、家庭内暴力及び虐待行為に対して強力な法の執行と適切な法的罰則を適用することで、重大な犯罪として位置づけている。しかしながら、同法には、障害のある女性や女児を対象とした専用の規定は設けられていない。パラオ国内の主要な OPD である OMEKESANG は、「家族保護法」作業部会のメンバーであり、障害者の課題の主流化に貢献している。

障害女性の状況

パラオの憲法は、基本的人権が男女双方に保障されるべきであると定めているが、依然としてジェンダー間の不平等が存在する。就労については、2020 年国勢調査によると、有償の雇用に就いている男性の割合は 77%であるのに対し、女性は 65%である。25 歳以上の女性の失業率は男性の 2 倍（1.4%対 0.7%）である。この格差は、女性が家族の介護や養育の役割を担っているためであると認識されている。障害者雇用に関する男女別データは限られているが、ジェンダー格差はさらに大きいとみられる。2015 年国勢調査によると、雇用されている障害のある男性は 12.9%であるのに対し、障害のある女性は 5.3%にすぎない。経済活動人口の割合は、障害のある男性は 18.7%であるのに対し、障害のある女性は 9.5%である。また、政府報告によると、パラオでは全女性の 4 人に 1 人が、生涯においてパートナーからの身体的、性的暴力を経験しているという課題もある。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 障害のある女性・女児の状況調査を行い、性別データを集計し、彼女等のニーズを把握して戦略、政策、プログラムを策定するとともに、自立及び社会への完全参加を促進し、エンパワメント及びあらゆる分野での包摂を達成すること
- 障害のある女性・女児の権利を法制度に主流化し、政策、プログラムにジェンダー視点を主流化するとともに、彼女等との協議及び参加を確保すること

[36] https://www.palaugov.pw/executive-branch/ministries/state/（参照 2026-4-26）

- 啓発キャンペーン及び教育プログラムを社会全体で策定・採択するとともに、彼女等のあらゆる公共の意思決定プロセスへの関与を達成すること

④　職業訓練・雇用、就労

政府の取組

障害者差別禁止法（2019）では、雇用における差別を禁止している。同法は、違反に対する損害賠償（最大 1,000 ドルの懲罰的損害賠償を含む）を求める訴訟を裁判所に提起することを認めている。国家公務員への就職を希望する障害者に対しては、積極的差別是正措置の実施を規定している。また、労働力革新・機会法[37]は、職業リハビリテーションの強化、職業訓練への資金増額、競争的な支援付き雇用への重点化により、障害者の雇用機会を拡大している。これにより、地域のジョブセンターにおいて、キャリアサービス、支援技術、及び個別化された支援へのアクセスの確保が期待されている。

就労状況

2015 年国勢調査によると、15 歳以上の障害者で雇用されている者の割合は 8.1%であるのに対し、障害のない者は 61.2%が雇用されている。2020 年国勢調査では、15 歳以上の障害者の労働力人口では 10%であるの対し、障害のない人の労働力人口は 75%である。これらデータからは、障害者が労働市場に参加する機会や、障害のない人と同等の参加機会を得ている可能性は低いことが示される。

職業訓練

特別教育学校の生徒及び通常教育へ移行した生徒は、高校在学中に希望に応じてキャリア・技術教育（Career and Technical Education。以下、「CTE」という。）プログラム[38]を受講することができる。政府報告によると、この学習プログラムは、地元の雇用主が直接関与するキャリア志向のプログラムであり、職業活動に参加する意欲を高め、高校卒業資格の取得に加えて、各業界で認められた資格の取得や関連する大学の学位プログラムへの進学準備を整えることを目的としている[39]。CTE プログラムの運営は、教育省の傘下のパラオ・コミュニティ・カレッジ（Palau Community College。以下、「PCC」という。）[40]が行っている。PCC は、米国教育省（United States Department of Education）から連邦助成金を受けている認定教育機関である。PCC と教育省は、障害のある女性と女児を対象とした職業教育プログラムも推進している。障害のある女性に対し、労働市場へのアクセスを可能にするための能力開発訓練を実施してきた。

パラオの市民社会組織である「パラオ成長のための起業家協会」は、障害のある人々を

[37] https://www.palaugov.pw/wp-content/uploads/EO-453-WIOA-Boards.pdf（参照 2026-4-26）
[38] https://pcc.palau.edu/academics/（参照 2026-4-26）
[39] 最低 3 つの一般教科と 1 つの職業技術科目を履修する統合カリキュラムに登録 10 年生でジョブシャドウイング、11 年生でキャリアメンタリング、12 年生でキャリア実習が含まれる。
[40] https://pcc.palau.edu/（参照 2026-4-26）

含む地域住民に対し、起業するための訓練支援を提供している。パラオ・ペアレンツ・エンパワード（Palau Parents Empowered。以下、「PPE」という。）は、障害のある若者を対象に、職業技能訓練や、IEP に関するトレーニングを実施している。リソースセンターとして、高校卒業後の準備の一環として、インターネット環境の提供や研修を行っている。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 民間と公共の両部門において、障害者が同等の価値のある仕事に対して同等の報酬を得て、労働市場で雇用機会を促進するための明確で包括的な戦略を策定・実施する。その実施を確保するための効果的な監視メカニズムを確立すること
- 職場における合理的配慮の拒否を差別の一形態として法律・政策が認識すること
- 雇用主に対する障害者の権利及びアクセシブルな職場環境に関する啓発を行うこと
- 障害者の雇用促進、特に障害のある女性の雇用促進のための積極的措置を講じること

⑤　社会保障、障害福祉サービス

政府の取組

パラオの社会保障制度は、高齢や障害を抱える人々に一定の保障を確保するために創設され、社会保障法（The Social Security Act, 1987 , RPPL 2-29。1991 年に RPPL 3-64 で改正）によって、社会的弱者の保護や支援が規定されている。社会保障法では、障害を「医学的に認定された身体的または精神的な障害により、死亡につながるものと予想される、あるいは 12 カ月以上の連続した期間にわたり継続している、または継続すると予想される状態にあるため実質的な有償の就労に従事することができない状態。」と定義している。2024 年に制定された障害者法とは異なる定義であるが、前述したように、他の関連法を含めて共通の定義が確立されていない状況である。社会保障法では、障害者への月額給付金（monthly benefit）の支給を規定している。社会保障法に基づき設立された社会保障庁（Republic of Palau Social Security Administration）は、受給資格のある障害者に対し、給付金（disability benefit）提供している。社会保障庁が対象とする障害手当の対象は、税対象となる所得があり保険料を納付したことがある被保険者である。受給資格は、精神的または身体的な障害により、少なくとも 12 か月間、実質的な有償の就労に従事することができない者と定められている。

2002 年には、上院法案（RPPL 6–26）によりパラオ重度障害者支援基金（Palau Severely Disabled Assistance Fund）が設立され、雇用されていない重度障害者への支援を行っている。重度障害者への支援は、政府報告提出時（2018 年）は、当時のコミュニティ・文化省傘下の青少年応用芸術・キャリア局（Bureau of Youth Applied Arts & Career）が管轄していたが、本調査時は保健・社会福祉省の社会福祉課が管轄している。質問回答によると、2024 年時点の支援の内容は次のとおりである。

- 受給資格は、在宅者で 24 時間の介護及び第三者による監督を必要とする重度の身体的、精神的、または情緒的障害のある個人、及び車いす利用者（ある場所から別の場所へ移動するために車いすを必要とする、重度の身体的、精神的、及び情緒的障害のある個人を指す）。
- 給付金は、2024年に増額改正があり、在宅者で24時間の介護が必要な個人には月額250米ドル、車いす利用者には月額 200 米ドルが支給される。臨床的、法的に矯正不能と診断された視覚障害者にも月額 200 米ドルが支給される。
- 当該プログラムに利用可能な資金があると判断された場合、担当大臣が月額手当を増額できる。
- 大統領により任命された委員会が、申請者の審査、家庭訪問、国民議会と大統領府への年次報告書の提出を委任されている。

サービス提供の実態

政府報告（2018）によると、パラオ重度障害者支援基金が支給する給付金の受給者は、253 人であり、内男性が 143 人、女性が 110 人である。障害のカテゴリー別では、在宅で 24 時間介護が必要な障害者は 218 人（男性 123 人、女性 95 人）、車いす利用者は 26 人（男女ともに各 13 人）、視覚障害者は、9 人（男性 7 人、女性 2 人）である。年齢別では、1～9 歳が 24 名（男性 14 人、女性 10 人）、10～14 歳が 13 名（男性 4 人、女性 9 人）、15～34 歳が 54 人（男性 31 人、女性 23 人）、35～54 歳が 95 人（男性 57 人、女性 38 人）、55 歳以上が 65 人（男性 35 人、女性 30 人）であった。2024 年の質問回答では、同年、374 人が給付を受けている。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 障害者に対する適切な生活水準を保障し、特に集中的な支援を必要とする障害者に対して、追加的費用をカバーするために社会保障制度を強化すること
- 障害手当の水準に関する規定を見直し、その額を引き上げる措置を講じること

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

政府の取組

パラオの障害者差別禁止法（2019）には、障害者の中央政府の庁舎へのアクセスに関する規定があり、第 508 条において、各政府庁舎の正面入口近くに、少なくとも 1 つの指定駐車スペースを指定しなければならないと定めている。さらに、新築の中央政府庁舎については、車いすが通行できる幅のある出入り口、建物の 1 階へアクセスできる車いす用スロープ、及び出入り口に広く手すりが設置された男性及び女性用トイレを各 1 カ所ずつ設置しなければならない。これらの措置は、公共インフラ・産業省（Ministry of Public

Infrastructure and Industry)[41]が担当している。政府はパラオ国家インフラ投資計画(Palau National Infrastructure Investment Plan 2021-2030)[42]を策定し、バリアフリーな公共インフラの建設、公園のアクセシビリティ監査、障害者に配慮した交通手段の拡充を目指している。さらに、気候変動局のコロール・コンプリート・ストリート・パイロット・プロジェクトが手掛けるコンプリート・ストリートは、障害者を含むあらゆる年齢層の歩行者や、自転車、自動車、公共交通機関の利用者が安全にアクセスできるよう設計・運営されている。質問回答によると、保健・社会福祉省は、OPDと連携し、学校や公共建築物に対するアクセシビリティの監査を実施している。監査の結果、公共建築物や学校における駐車スペースは増加した。公共の公園には、男女ともに利用可能な障害者用トイレが設置されている。しかしながら、政府報告には、「支援機器、リハビリテーションセンター、補聴器の提供が不足しており、アクセシビリティが制限されている」と記載があり、政府はアクセシビリティの制約を認識している。

バリアフリー化の実態

質問回答によると、法務省公安局(Bureau of Public Safety, Ministry of Justice)は、対象となる障害者にエンブレムを発行してバリアフリー駐車スペース(障害者等用駐車スペース)の無許可使用の取り締まりを強化している。無許可駐車には罰金が科されている。バリアフリー対応の公共交通機関は存在せず、政府所有のバリアフリー対応バンが、保健・社会福祉省公衆衛生・福祉局に 1 台あるだけである。このバンは、同課あるいはリハビリテーション部門の利用者や患者が要請した場合にのみ使用されている。保健・社会福祉省は、病院や地域診療所を改修し、バリアフリー駐車スペースを設置することで、医療施設のアクセシビリティの向上に努めている。教育・職業訓練分野では、PCC が、スロープやエレベーターを設置し、バリアフリーのトイレ等のインフラを改善することで、障害のある学生がキャンパスに物理的なアクセスが可能となるよう取り組んでいる。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 交通・公共施設を対象とした包括的アクセシビリティ計画を策定すること
- 手頃な価格で高品質な移動補助具、支援機器、支援技術及びサービス(アクセシブルな交通機関やインフラを含む)を入手できるようにすること
- 障害者向け支援機器の購入に対する奨励措置、税・関税免除の適用、車両及び支援機器の手頃な価格の確保、関連する税法の改正を行うこと

⑦ 情報アクセシビリティ

政府報告によると、技術的リソースの不足により、情報が点字、手話通訳等のアクセシブルな形式で提供されておらず、情報へのアクセスが重要な課題となっている。質問回答

[41] https://www.palaugov.pw/executive-branch/ministries/public-infrastructure/(参照 2026-4-26)
[42] https://www.palaugov.pw/wp-content/uploads/National-Infrastructure-Investment-Plan-NIIP-2021.pdf

によると、交通機関や情報通信技術への平等なアクセスを促進するための政策や具体的な措置、及び点字、手話、読みやすい形式の利用を促進するための政策や措置は講じられていない。障害者がマスメディアへのアクセスをさらに確保するための情報通信技術（Information and Communication Technology。以下、「ICT」という。）政策は策定されている。しかし同政策を実施するための作業部会の設置はまだ承認されていない。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- パラオ手話を公用語として法的に承認し、生活のあらゆる分野における手話へのアクセスと使用を促進するとともに、資格を有する手話通訳者の養成と確保を図ること
- 様々な障害のある人々が公共情報・通信にアクセスできるよう規制を整備し、点字、盲ろう通訳（触手話）、手話、分かりやすい版、平易な言葉、音声解説、動画文字起こし、字幕、触覚、補完代替コミュニケーション手段を含むアクセシブルなコミュニケーション形式の開発・普及・利用に十分な資金を配分すること
- ウェブサイト、テレビその他のメディア形式を含む公衆向け情報が障害者にアクセス可能であることを確保するため、ベンチマーク、指標及び十分な資源を備えた戦略を策定し、監視メカニズムを確立すること

⑧　防災

パラオでは、副大統領府傘下の国家緊急事態管理局（National Emergency Management Office）[43]が、国家緊急事態評議会（National Emergency Council）の作業部会と全政府機関、各セクター、NGO、教会、民間部門、コミュニティ団体、及び地方のパートナーと連携し、防災活動を効果的に調整する責任を持っている。 防災に関する国家防災管理フレームワーク（National Disaster Risk Management Framework）[44]は、脆弱なコミュニティが、人命の救助、財産及び環境保護のために適切な行動をとることができるよう、可能性のある危険やリスクに関する知識と理解を確実に持つように設計されている。 質問回答によると、国際移住機関（International Organization for Migration。以下、「IOM」という。）が、国家防災管理フレームワークの策定支援を行っており、OPD と連携して、パラオ国内の障害者のマッピングを行った。このマッピングにより、政府は障害者のニーズをより深く理解し、視覚補助具、音声メッセージ、及び特定の障害に合わせた支援技術等を通じて、早期警報情報がアクセシブルな形式で障害者に届くようになった。 2024 年 9 月には、OPD の OMEKESANG が、保健・社会福祉省と提携し、障害者を包含した災害リスク軽減に関するガイドラインを発表した。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 障害者の代表組織を通じ、障害者との緊密な協議及び積極的な関与のもと、あらゆ

[43] https://www.palaugov.pw/the-national-emergency-management-office/（参照 2026-4-26）
[44] https://www.palaugov.pw/wp-content/uploads/2017/08/FINALIZED-NDRMF_2016.pdf（参照 2026-4-26）

る種類の障害のある人々、特に視覚及び聴覚障害、盲ろう、知的障害及び精神障害のある人々に対する警報情報のアクセシビリティを改善し、障害者代表が国家緊急委員会に参画して国家防災リスク管理枠組（2016-2030）に組み込まれることを確保すること。

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[45]

パラオ政府は 2013 年 6 月 11 日に CRPD を批准している[46]。同政府は 2018 年に障害者権利委員会に初回政府報告書を提出した。建設的対話を経て、障害者権利委員会は 2025 年に総括所見を発出した。次回の政府報告書の提出期限は 2031 年 7 月である。

3－2. マラケシュ条約実施状況

パラオ政府はマラケシュ条約に加入していない。パラレルレポート[47]は、特に視覚障害者のアクセシビリティにおける格差を埋めることを目的とした国家政策を策定する際の指針として、同条約の枠組を活用するよう提言している。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

国連統計局の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）指標データベースによると、指標 4.a.1「 障害のある学生のための適切な設備・教材が利用可能な学校の割合」において、2023 年時点における割合は、2020 年時点の 84.2%から改善し 100%を達している[48]。

パラオ政府は、2019 年及び 2024 年に各国政府が SDGs の達成状況や政策の進捗を国連のハイレベル政治フォーラムに報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review。以下、「VNR」という。）を行った。第 2 回 VNR 報告書（2024）作成過程には、大統領令第 483 号（2023）に規定されているとおり、OPD や市民社会団体等多様な主体の参加があったことが記されている。2030 年の目標達成に向けて、障害者を含む社会的弱者の社会保護の強化が明記されている。また、各ターゲットの達成状況について、障害者に関する言及が行われている。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

パラオ政府は、CEDAW を 2011 年に署名したが、批准には至っていない。総括所見やパラレルレポートに CEDAW についての言及はない。

パラオ政府は、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child: CRC）を 1995 年に批准した。

また、パラオ政府は、障害者が適切な職業リハビリテーションを受け、他の者と平等に雇用機会へアクセスできるよう、各国に対して国家政策の策定と実施を求める国際条約である ILO159 号条約[49]を批准していない。

[45] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx（参照 2026-4-20）
[46] 選択議定書には批准していない。
[47] BANGO and Partner Organizations (2025)
[48] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/plw（参照 2026-4-20）
[49] 職業リハビリテーション及び雇用条約（Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention）、1985 年発効。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[50]

【技術協力プロジェクト】

・ ボランティア派遣（理学療法士等多数）

【無償資金協力】

・ ミナト橋架け替え計画（2024～2030）
・ 経済社会開発計画（医療機材供与）（2021）
・ 太平洋島嶼国における予防接種プログラム強化計画（UNICEF／国際保健機関連携）（2021）
・ 経済社会開発計画（保健・医療関連機材の供与を通じた新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた支援）（2020）
・ 経済社会開発計画（防災・減災関連機材の供与を通じた自然災害等への脆弱性の克服に向けた支援）（2020）

【草の根・人間の安全保障無償資金協力】

・ アンガウル小学校校舎改修計画（2025）
・ パラオ司法府マルキョク庁舎改修計画（2023、2025）
・ アイライ小学校送迎バス整備計画（2023）
・ ペリリュー・アンガウル両島における不発弾処理支援計画（2023）
・ ガラスマオ小学校校舎改修計画（2023）
・ ジョージ・ビー・ハリス小学校校舎改修計画（2023）
・ ミューンズ小学校食堂再建計画（2022）
・ パラオ赤十字社新防災備蓄倉庫・トレーニングセンター整備計画（2021）
・ 国営放送局ラジオ放送機材整備計画（2021）
・ コロール州・アイライ州学校手洗い場整備計画（2020）
・ バベルダオブ島・離島州学校手洗い場整備計画（2020）
・ 中古消防車・救急車整備計画（2019）
・ 高齢者センター改修計画（2019）
・ パラオ国立病院 ICU 生体情報モニタ整備計画（2018）
・ パラオ・地域防災力強化計画（2018）
・ パラオ国立病院訪問診療整備計画（2016）
・ カヤンゲル州衛生環境改善計画（2016）

【日本 NGO 連携無償資金協力】

・ パラオ共和国における爆発性戦争残存物処理、技術移転及び安全監視事業（第 1～3 年次）

[50] JICA 国別事業一覧（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/country/project/palau.html）、外務省国別約束情報（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html）を基に記載。（参照 2026-4-15）

（2022～2024）
- 島嶼部での病院船による巡回検診・診療と非感染性疾患（生活習慣病）の予防体制の強化（第 1～3 年次）（2021～2023）
- パラオ共和国における爆発性戦争残存物処理事業（第 1～3 年次）（2019～2021）
- パラオ共和国における不発弾処理事業（第 1～3 年次）（2016～2018）

• 他ドナー

【国際機関】

国際連合民主主義基金（United Nations Democracy Fund）／マルチドナープログラム

- インクルーシブな学びと技能（Inclusive Learning & Skills）（2023-2027）

IOM(米国の財政支援)

- 防災・災害対応能力強化プログラム（Program to Strengthen Disaster Preparedness and Response in the Republic of Palau）（2022-2024）[51]

アジア開発銀行

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貧困層及び脆弱な立場にある人々への対応プロジェクト（COVID-19 Response for Affected Poor and Vulnerable Groups Project）（2021～2026）[52]

【二国間援助機関】

アメリカ政府

- 母子保健プログラム（Maternal and Child Health Program）（2011～2024）
- 「障害児の教育法」に基づく助成プログラム（Grant Programs under the Individuals with Disabilities Education Act）（2015~2024）

【国際／地域 NGO】

The Pacific Community[53]

- パラオにおけるジェンダー平等推進のための地域主導プログラム（locally-led programmes of work to advance gender equality in Palau）（2025）[54]

[51] https://roasiapacific.iom.int/news/iom-and-partners-kick-program-strengthen-disaster-preparedness-and-response-republic-palau（参照 2026-4-30）
[52] https://www.adb.org/projects/54196-002/main（参照 2026-4-30）
[53] https://spc.int/（参照 2026-4-28）
[54] https://islandtimes.org/palau-advances-gender-equality-with-new-tools-and-partnerships/（参照 2026-4-28）

4. 障害関連団体の活動概況[55]

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
オメケサン（OMEKESANG） https://www.facebook.com/OMEKESANG.Palau/	1997 年に設立された NGO。パラオで唯一の OPD である。2010 年初頭に再設立され、太平洋障害者フォーラムの準会員となる。人権ワーキンググループのメンバーであり、PPE や政府機関と緊密に連携し、活動を支援している。パラオ政府による普遍的・定期的審査（Universal Periodic Review: UPR）報告書の障害者分野に関する作成を支援した主要団体。CRPD のパラレルレポートを提出。アジア太平洋障害者団体連合（Asia-Pacific DPO United）、障害者国際連合（Disabled Persons International）、国際障害者同盟（International Disability Alliance）の会員である。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
パラオ・ペアレンツ・エンパワード（PPE） https://sites.google.com/site/palauparents/	2010 年、パラオ教育省による米国連邦政府プログラムの実施に伴い設立。2011 年に NGO として認可される。プログラムは、障害者の保護者を支援する 5 年間のプログラムであった。設立以降、26 歳までの障害者の保護者への活動を継続している。 特別支援教育プログラムを修了した学生の個々の強みを踏まえて、高校卒業後の大学進学や就職への橋渡しを目的に、PCC や政府機関と協議を行っている。また、学校や地域社会で困難を抱える障害のある若者及びその他の若者に焦点を当てたユース・サービス・チーム（Youth Service Team）のメンバーである。加盟機関は、司法府、法務省、保健省、教育省、地域・文化省で、パラオの全学校及び地域社会へのアウトリーチ活動を行っている。

[55] パラレルレポート、政府報告、各団体のウェブサイトに基づいて作成。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[56]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

パラオにおいては、障害者を含む全国民の保健医療サービスへのアクセスが限定的である。2010 年から国民健康保険が創設され、障害者については保険料の支払いが免除されている。しかしながら、パラオ国内に総合病院は 1 施設しかなく、専門的な治療やケアが必要な場合は、国外でサービスを受けざるを得ない状況がある。障害児については、保健・社会福祉省内に「障害者カード制度」があり、無料の診察・治療、薬剤が提供されるが、国民健康保険との連携がなされていない。障害に応じたリハビリテーション施設もなく、障害者向けの包括的な医療提供制度は整っていない。特に、障害のある女性や女児、精神障害及び知的障害者がサービスにアクセスする際は、アクセス不能な医療施設や情報、合理的配慮の欠如、医療分野の専門家による障害者に対する偏見があること、障害者向けのアクセシブルな医療関連情報の不足が指摘されている。パラレルレポートでは[57]、障害者の特定のニーズに対応できるよう健康保険制度を改定する、医療アクセシビリティを高めるために病院の改修状況を評価することが提言されている。

以上より、障害者向けの包括的な医療体制の構築、医療アクセスの保障、個別のニーズに対応したサービスの提供、合理的配慮の制度化、データ整備の改善が主要なニーズである。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

教育分野では、障害児の教育保障に関連する国内法や政策枠組において、未だに差別的な用語[58]が使用され、分離教育を促進する要素があり、CRPD に十分に準拠していない状況がある。多くの障害児が特別教育を受けているが、明確なデータが不足している。政府報告によると、米国政府の補助金で実施されている特別教育プログラムでは、プログラムに登録されている障害者は約 300 人いるが、プログラムに参加しているのは登録者の 3 割程度である。障害児の就学率や修了率の低さからは、就学していない児童や就学してもドロップアウトする児童が多いことが示されている。パラレルレポートは[59]、学校のアクセシビリティの改善、偏見を克服するための啓発プログラムの実施、インクルーシブ教育の改善につなげるための障害児の就学状況と教育成果に関するデータの収集、特に知的障害児が教育制度に包摂され、参加できるための資金援助の増額を要請している。

以上から、適切な法改正、合理的配慮の徹底、アクセシビリティの強化、インクルーシブ教育の推進、高等教育へのアクセスの促進が求められている。

[56] 障害者権利委員会へ 2025 年に提出されたパラレルレポート二点（BANGO and Partner Organizations, The Centre for Voters Initiative and Action）、2022 年に提出されたパラレルレポート一点（OMEKESANG）を基に記載。

[57] BANGO and Partner Organizations (2025)

[58] “handicapped children”, “children with severe problems” and “severe impairment”が現行法の中で使用されている。

[59] BANGO and Partner Organizations (2025)

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

障害者差別禁止法（2019）が成立したが、包括的な障害者の雇用支援政策は存在せず、障害者の就労機会への平等なアクセスに大きな改善は報告されていない。障害者の就労に関する統計や情報は不足しており、実態把握は困難であるが、障害者の失業率は依然として高い。合理的配慮の拒否が、障害者差別禁止法の下で職場における差別の一形態として認識されていないことも指摘されている。パラレルレポートによると[60]、パラオの障害者差別禁止法には、障害のある従業員に対する合理的配慮に関する規定は含まれていない。 法律や人事方針において「精神的な能力不足」を理由に、従業員を解雇することが可能となっている。障害者のライフサイクルに沿った就学から就労への移行支援は、一部のプログラムを通じて実施されているのみである。

パラレルレポートは[61]、障害者の失業率を削減するためのプログラムの策定や、包括的な職場環境を促進するための官民パートナーシップを強化すること、公共部門における障害者の雇用機会を拡大することを指摘している。他のパラレルレポートでは[62]、障害者を差別する雇用主や組織への罰則規定の導入と統計データの記録・収集、障害者の雇用機会の均等を確保するための計画策定が求められている。

以上から、包括的な障害者雇用政策の策定と実施、合理的配慮の提供の法制化と監視システムの構築、就学から就労への一貫した支援の充実、障害者の平等な就労機会へのアクセスに関する啓発プログラムの実施が重要なニーズである。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

障害者差別禁止法（2019）の制定やパラオ国家インフラ投資計画の策定により、障害者の移動に関するアクセシビリティの改善が図られている。しかしながら、支援機器、リハビリテーションセンター、補聴器の提供等は不足しており、アクセシビリティは制限されている。建物のバリアフリー化や建物内のアクセシビリティについても改善の取組が行われているが、十分な状況ではない。パラレルレポートによると[63]、政府の取組は移動に障害のある人への車いすの提供に焦点が当てられている。障害者のアクセシビリティと自立性を向上させるためには、聴覚、視覚、認知障害（cognitive impairments）向けの機器等、より幅広い多様なニーズにこたえる支援技術をプログラムに組み込むことで、より包括的なアプローチが可能となる。別のパラレルレポートでは[64]、パラオ国内では支援機器サービスのための資源や設備は限られており、材料や道具は旧式のものにとどまっている。多くの場合、国際的なドナーによって資金提供されている。視覚支援機器や関連サービスは利用できない。

以上から、あらゆる障害者の移動のアクセシビリティを改善し、保障する制度設計、サービス

[60] BANGO and Partner Organizations (2025)
[61] BANGO and Partner Organizations (2025)
[62] OMEKESANG (2022)
[63] BANGO and Partner Organizations (2025)
[64] OMEKESANG (2022)

提供を実現するための技術研修の提供が必要とされる。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

情報アクセスの分野では、パラオ手話が公用として法的に認められておらず、手話使用に関する訓練が不足している。障害者がアクセシブルな形式で情報を求め受け取るための法的措置の欠如、及び障害者、特に聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者に対する情報提供とコミュニケーション支援が不足している。また、障害者が公共情報や通信（テレビ番組、ウェブサイトその他のメディアサービスを通じた情報を含む）にアクセスできるようにベンチマークや指標及び戦略を策定し、監視メカニズムを確立する必要性が指摘されている。パラレルレポートでは、ICT へのアクセスの制限や価格の高さがデジタルデバイドを深刻化させて、重要な情報、サービス[65]、機会へのアクセスを制限していると指摘している。格差を解消するためには、政策の策定、実施、モニタリング、評価に関する明確なスケジュールを確立することが不可欠である。アクセシブルな公共情報の提供、支援技術の入手可能性　及び手頃な価格での利用の支援、そして ICT サービスがユニバーサルデザインに基づいていることの確保が不可欠である。

以上より、障害者がアクセシブルな形式で情報にアクセスする法制度の整備、障害者個別のニーズに対応する柔軟な支援体制の構築が求められている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

ジェンダー分野では、障害のある女性及び女児が、交差性による差別と偏見、及び暴力のリスクに直面している。就労の機会に関しては、障害のある男性と比較すると大きな格差があり、障害女性が就労を通じた社会参加の機会を得られていない。あらゆるレベルの意思決定プロセスにおいて、障害のある女性及び女児の参加が不足している。パラオ政府は、国家ジェンダー主流化政策の策定に取り組んでいるが、現行の家族保護法を含む関連法・政策において、ジェンダーの視点は欠如している。また、性別情報はすべての分野において不足しており、ジェンダー課題の正しい把握が容易ではない状況にある。パラレルレポートでは[66]、障害のある女性・女児特有の課題に対処するジェンダー主流化政策の組み込みは依然として限定的であり、現行の家族保護法は障害についてわずかに言及しているにすぎず、実行可能な措置を欠き、適用範囲に重大なギャップが残されていると指摘している。別のパラレルレポートでは、障害女性は家事労働に従事する傾向が強く、障害のある女性人口のうち経済活動に従事しているのはわずか 9.5%であるのに対し、障害のない女性では 58.1%である。この格差は、障害女性が経済活動に参加する機会を得るためには是正すべき課題がある。

以上より、障害のある女性・女児の権利保障のために、ジェンダー平等の取組においてアクセシビリティと意識向上を組み込むこと、現行の家族保護法の改定、より強力なアドボカシー活動に主要なニーズがある。

[65] BANGO and Partner Organizations (2025)

[66] 同上

6. 参考資料

Centre for Voters Initiative & Action (2025) *NGO Report on Palau for the 32nd Session of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2025) *Concluding observations on the initial report of Palau* (CRPD/C/PLW/CO/1).

Government of Palau (2024) *Replies of Palau to the list of issues in relation to its initial report* (CRPD/C/PLW/RQ/1).

OMEKESANG CRPD Report Project Working Group (2022) *Alternative Report on the Implementation of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Palau*.

Palau Civil Society Organization (CSO) (2025) *Parallel Report of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities*.

Republic of Palau (2018) *Initial report submitted by Palau under article 35 of the Convention due in 2015* (CRPD/C/PLW/1).

Republic of Palau (2024) *VNR Report 2024, Harnessing Our Cultural Heritage to "Build Back Better" for a Sustainable Future*.

Republic of Palau (2022) *Inclusive Education Country Profile*.

Republic of Palau (Amended 2016) *National Disaster Risk Management Framework*.

Republic of Palau, Office of Planning and Statistics (2022) *2020 Census of Population and Housing of the Republic of Palau, Volume I: Basic Tables*.

Republic of Palau, Office of Planning and Statistics (2017) *2015 Census of Population, Housing and Agriculture for the Republic of Palau*, *Volume I: Basic Tables*.

Republic of Palau, Ministry of State (2024) *National Narrative Report, Thirtieth anniversary of the Fourth World Conference on Women and adoption of the Beijing Declaration and Platform for Action (1995)*.

Republic of Palau, Ministry of Health (2023) *Palau Public Health Strategic Plan 2015-2020*

Palau Community College (2025) 15-Year Institutional Master Plan 2025-2039.

Palau Community College (2025) Annual Report 2024.

Pacific Region Infrastructure Facility (2021) *Palau National Infrastructure Investment 2021-2030*.

UNICEF Pacific, Office of Planning & Statistics and Pacific Community (2016) *2017 Palau Disability Report: An analysis of 2015 Census of Population, Housing and Agriculture*.